

「災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書」

鹿沼市（以下「甲」という。）と社団法人栃木県建設業協会鹿沼支部（以下「乙」という。）とは、災害時における応急復旧対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び鹿沼市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務（以下「応急復旧対策業務」という。）の実施に関し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、集団災害時における応急復旧対策等を実施する必要があると認めるときは、乙に出動を要請することができる。

2 本協定に基づく応急復旧対策業務を円滑に実施するため、甲にあっては当該業務を所管する都市建設部長を、乙にあっては支部長を要請に関する連絡責任者とする。

（応急復旧対策等施工者）

第3条 乙は、応急復旧工事等を円滑に実施するため、加盟業者の工事施行区間又は区域をあらかじめ決めておかなければならない。ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、工事施行区間又は区域を変更することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により工事施行区間及び区域を決定した場合は、応急対策業務の業務協力者の緊急連絡先、従業者数及び建設資機材種別等について記載した名簿を甲に提出するものとする。

3 乙は、前2項の規定により決定した工事施行区間及び区域、名簿等に変更が生じた場合は、直ちに甲に通知するものとする。

（業務の指示等）

第4条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

2 前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の主旨に基づいて応急復旧対策等を実施できるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき応急復旧対策等を実施した場合は、当該応急復旧対策等終了後、甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第5条 乙は、甲の要請があったときは、甲に対し最優先して、建設資機材等を提供す

るものとする。

（経費負担）

第6条 第4条又は第5条の規定に基づき、乙が実施した応急復旧対策等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の積算単価は、災害査定設計歩掛表又は県が定める設計単価表によるものとし、乙と協議の上契約を取り交わし、支払うものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請により応急復旧対策等に従事した者が、当該応急復旧対策等により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は平成19年4月1日から1年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

（その他）

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義を生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

平成18年 4月25日

甲 鹿沼市
市長 阿部和夫



乙 社団法人 栃木県建設業協会
鹿沼支部長 角田満生

